



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第702号 令和6年5月10日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
222	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	文化の森振興センター
223	令和6年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・里山振興課
224	土地改良事業計画を定めた件	農山漁村振興課
225	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
226	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百二十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 落札者を決定した日
令和六年三月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号
- 五 落札金額
三千六百六十一万九千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年一月九日

徳島県告示第二百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和六年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

第一回 令和六年七月二十八日（日曜日）午前十時から

第二回 令和六年九月一日（日曜日）午前十時から

第三回 令和六年十月二十日（日曜日）午前十時から

第四回 令和七年一月二十六日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

会場名	場所
徳島会場	第一回 徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同
	第三回 同
	第四回 同
阿南会場	第一回 阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回 同
	第三回 同
	第四回 同
美馬会場	第一回 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回 同
	第三回 同
	第四回 同

三 狩猟免許申請書の提出期間

第一回 令和六年六月十日（月曜日）から同年七月五日（金曜日）まで

第二回 令和六年七月十六日（火曜日）から同年八月九日（金曜日）まで

第三回 令和六年九月二日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで

第四回 令和六年十二月二日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対象者	提出先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年五月十日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 地区名

金川池地区

二 申請人

三好郡東みよし町加茂六五〇番地 宮成傳治ほか九名

三 縦覧期間

令和六年五月二十日から

令和六年六月十四日まで

四 縦覧場所

東みよし町役場

徳島県告示第二百二十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
板野郡上板町西分字滝ノ宮五の二（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画用途地域

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則四 九）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項第四号中「現に正式に任用されている者」の下に「又はかつて正式に任用されていた者」を、「現に任用されている職」の下に「又はかつて任用されていた職」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一―三）の一部を次のように改正する。

別表第一那賀町の議会事務局の項の項名を「議会局」に改め、同表美波町の町長部局の項中「政策調整監 高齢者福祉監 特定事業調整監」を「主幹 調整監」に改め、同町の病院の項中「病院事業調整監 事務長 総看護師長」を「事務長」に改め、同表松茂町の町長部局の項中「参事」を「部長 参事」に改め、同町の教育委員会事務局の項中「課長 主幹」を「課長」に改め、同町の環境センターの項中「所長」を「所長 主幹」に改め、同町の幼稚園の項中「園長 主幹」を「園長」に改め、同町の給食センターの項中「主幹」を「所長」に改め、同表上板町の農業委員会事務局の項、保育所の項及び地域子育て支援センターの項を削り、同表つるぎ町の高齢者生活福祉センターの項の次に次のように加える。

一 宇住民窓口センター	所長
-------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。